

適時開示の軽微基準等の見直しに係る実務上の留意事項について

今般の規則改正に伴い、下記のとおり、実務上の留意事項を取りまとめましたので、上場会社各位におかれましては、本規則改正の内容及び本取扱い等を十分にご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 決定事実、発生事実に係る軽微基準について

当取引所では、今般の規則改正において、上場会社が連結財務諸表作成会社である場合、連結ベースでの売上高等への影響額に応じて適時開示の要否を判断することといたしました。また、これに併せて、内部者取引規制上の重要事実に該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化いたしました。

これにより、上場会社が連結財務諸表作成会社である場合は、以下の会社情報について適時開示が必要となることとなります。

- ① 連結ベースの売上高等への影響が、一定の軽微基準に該当しない会社情報
- ② 単体ベースの売上高等への影響が、内部者取引規制上の軽微基準に該当しない会社情報

なお、上場会社が連結財務諸表非作成会社である場合は、従前の取扱いから変更ありません。

【適時開示等規則取扱い1(1)、(2)関係】

【見直し後の適時開示対象（イメージ）】

区 分	種 類	見直し後	見直し前
連結財務諸表 作成会社	上場会社本体の 決定事実、発生 事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結売上高 ・ 連結経常利益 ・ 連結当期純利益 ・ 連結純資産 等 に係る軽微基準に該当しないもの + 内部者取引規制上の軽微基準に該当しないもの (・ 単体売上高 ・ 単体純資産 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単体売上高 ・ 単体経常利益 ・ 単体当期純利益 ・ 単体純資産 等 に係る軽微基準に該当しないもの
	子会社の決定事 実、発生事実	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結売上高 ・ 連結経常利益 ・ 連結当期純利益 ・ 連結純資産 等 に係る軽微基準に該当しないもの
連結財務諸表 非作成会社	上場会社本体の 決定事実、発生 事実	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単体売上高 ・ 単体経常利益 ・ 単体当期純利益 ・ 単体純資産 等 に係る軽微基準に該当しないもの

【適用時期】

- ・平成22年6月30日から適用します。

【留意事項】

上場会社本体の決定事実、発生事実（連結財務諸表作成会社）

- ・連結財務諸表を作成している上場会社は、連結ベースでの売上高等への影響額に応じて適時開示の要否を判断することとなります。また、内部者取引規制上の軽微基準（単体ベース）に該当しない会社情報についても開示することが必要となります。
- ・内部者取引規制上の重要事実に係る軽微基準は、主として、売上高、純資産に係る基準であり、経常利益、当期純利益に係る基準が設けられていません。
- ・このため、実際の開示にあたっては、売上高、純資産に係る軽微基準については、連結・単体の双方で確認し、経常利益、当期純利益に関する軽微基準については、連結のみを確認していただくこととなります。

子会社の決定事実、発生事実（連結財務諸表作成会社）

- ・内部者取引規制上の重要事実に係る軽微基準及び適時開示に係る軽微基準の双方が、現在でも連結ベースとなっているため、従前の取扱いから変更ありません。

上場会社本体の決定事実、発生事実（連結財務諸表非作成会社）

- ・内部者取引規制上の重要事実に係る軽微基準及び適時開示に係る軽微基準の双方が、従前どおり単体ベースとなるため、従前の取扱いから変更ありません。

2. 業績予想の修正について

業績予想の修正については、これまで、上場会社の連結・単体双方の業績の予想値（予想値がない場合は実績値。以下同じ。）の修正について開示対象としておりましたが、今般の規則改正により、単体の業績の予想値について、修正が必要な範囲が変更となります。

具体的には、上場会社が連結財務諸表作成会社である場合は、以下の予想値の修正について適時開示が必要となります。

- ① 連結ベースの直近の予想値と比較して、一定の軽微基準に該当しない予想値の修正
- ② 単体ベースの直近の予想値と比較して、内部者取引規制上の軽微基準に該当しない予想値の修正

【適時開示等規則第5条】

【見直し後の適時開示対象（イメージ）】

区 分	種 類	見直し後	見直し前
連結財務諸表 作成会社	上場会社本体の 連結業績予想の 修正	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・連結売上高 ・連結営業利益 ・連結経常利益 ・連結当期純利益 の予想値の修正
	上場会社本体の 単体業績予想の 修正	内部者取引規制上の重要事実 (・単体売上高 ・単体経常利益 ・単体当期純利益 の予想値の修正) (*)	<ul style="list-style-type: none"> ・単体売上高 ・単体営業利益 ・単体経常利益 ・単体当期純利益 の予想値の修正
	子会社の単体業 績予想の修正	内部者取引規制上の重要事実 (・単体売上高 ・単体経常利益 ・単体当期純利益 の予想値の修正) (*)	<ul style="list-style-type: none"> ・単体売上高 ・単体営業利益 ・単体経常利益 ・単体当期純利益 の予想値の修正
連結財務諸表 非作成会社	上場会社本体の 単体業績予想の 修正	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・単体売上高 ・単体営業利益 ・単体経常利益 ・単体当期純利益

(*) 単体営業利益の予想値の修正は開示不要となります。

【適用時期】

- ・業績予想の修正に関する見直しは、平成22年6月30日以後に予想値の差異が生じた場合の開示から適用します。

【留意事項】

上場会社本体の連結業績予想の修正（連結財務諸表作成会社）

- ・従前の取扱いから変更ありません。

上場会社本体の単体業績予想の修正（連結財務諸表作成会社）

- ・単体売上高、単体経常利益、単体当期純利益に係る予想値の修正については、内部者取引規制上の重要事実該当するため、開示が必要となります。ただし、単体営業利益に係る予想値の修正は、内部者取引規制上の重要事実該当しないため、平成22年6月30日以降、開示不要となります。

子会社の単体業績予想の修正（連結財務諸表作成会社）

- ・上場子会社の単体売上高、単体経常利益、単体当期純利益に係る予想値の修正については、内部者取引規制上の重要事実該当するため、開示が必要となります。ただし、上場子会社の単体営業利益に係る予想値の修正は、内部者取引規制上の重要事実該当しないため、平成22年6月30日以降、開示不要となります。

上場会社本体の単体業績予想の修正（連結財務諸表非作成会社）

- ・従前の取扱いから変更ありません。

以 上